

笠置町職員の人事行政の運営等の状況を公表します

1、職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の推移(各年度4月1日現在)

		職 員 数 (人)						対前年増減数 (人)					
		平24	平25	平26	平27	平28	平29	平24	平25	平26	平27	平28	平29
普通会計	議 会	2	2	2	2	2	2		0	0	0	0	0
	総務・企画	10	10	12	10	11	13		0	2	▲2	1	2
	税 務	3	4	4	4	4	4		1	0	0	0	0
	労 働								0	0	0	0	0
	農林水産	2	2	2	2	2	2		0	0	0	0	0
	商 工	3	3	3	3	3	3		0	0	0	0	0
	土 木	3	3	3	3	3	3		0	0	0	0	0
	民 生	12	13	13	14	14	14		1	0	1	0	0
	衛 生	3	3	3	3	2	3		0	0	0	▲1	1
	小計	38	40	42	41	41	44		2	2	▲1	0	3
	教 育	4	3	3	3	3	3		▲1	0	0	0	0
小計	4	3	3	3	3	3		▲1	0	0	0	0	
公営企業等	水 道	2	1	1	1	2	2		▲1	0	0	1	0
	その 他	2	2	2	1	1	1		0	0	▲1	0	0
	小計	4	3	3	2	3	3		▲1	0	▲1	1	0
総合計		46	46	48	46	47	50		0	2	▲2	1	3

* 上記の表は、定員管理調査に基づく数値です。
(再任用職員は含まれていません。)

(2) 級別職員数(平成29年4月1日現在)

職務の級	職員数	構成比
1級	9人	18.0%
2級	14人	28.0%
3級	11人	22.0%
4級	6人	12.0%
5級	9人	18.0%
6級	1人	2.0%
計	50人	100.0%

* 1級は主事補・主事、2級は主任、3級は主査、4級は課長補佐、5級は課長、6級は、参事の各等級にあたります。

(3)職員採用と退職者数

採用者数	4人
退職者数	1人

* 平成28年4月2日から平成29年4月1日までの採用並びに退職職員数です。

2、職員の給与に関する状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)	(参考)27年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	1,392	1,635,090	42,171	338,216	20.7	25.7

* 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2)ラスパイルス指数

区分	笠置町	類似団体平均	全国町村平均
(H28.4.1)	87.9	94.2	96.3
(H27.4.1)	85.8	93.7	95.8
(H26.4.1)	85.3	93.3	95.6
(H25.4.1)	83.9	93.1	95.4

* ラスパイルス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(3)職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費(B /A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	45	147,057	57,255	56,222	260,534	5,790

* 給与費は当初予算に計上された額であり、給与改定分は含みません。

特別職・議会議員や非常勤特別職の報酬。退職手当組合負担金・共済費は除いています。

給与は「手取り額」ではなく、税金や保険料を差し引く前の金額です。

(4)初任給(平成29年4月1日現在)

区分		笠置町	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円

(5)職員の平均給与月額および平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均年齢	平均給料月額
笠置町	40.0歳	270,579円

(6)特別職等の報酬等の状況(平成29年4月1日)

区分	特別職	議員
給料・報酬	町長 603,000円	議長 270,000円
	副町長 585,000円	副議長 190,000円
		議員 170,000円
期末手当	年間 3.25月分	年間 3.25月分

*平成29年12月から、期末手当の支給月数が3.30月に改正されました。

(7)職員の手当の状況(平成29年4月1日現在)

扶養手当

・配偶者	10,000円
・子	8,000円
・子以外の扶養親族(父母等)	6,500円
*配偶者及び扶養親族たる子がない場合、 そのうち1人 子 10,000円 父母等 9,000円	
*満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの 子1人につき5,000円加算	

住居手当

借家(家賃に応じて)	最高27,000円
------------	-----------

通勤手当

交通機関利用者		
運賃相当額(55,000円限度)		
交通用具利用者(距離2km以上)		
2km未満		月額 0円
2km以上 5km未満		月額 2,100円
5km以上 10km未満		月額 4,200円
10km以上 15km未満		月額 7,100円
15km以上 20km未満		月額 10,000円
20km以上 25km未満		月額 12,900円
25km以上 30km未満		月額 15,800円
30km以上 35km未満		月額 18,700円
35km以上 40km未満		月額 21,600円
40km以上 45km未満		月額 24,400円
45km以上 50km未満		月額 26,200円
50km以上 55km未満		月額 28,000円
55km以上 60km未満		月額 29,800円
60km以上		月額 31,600円

期末勤勉手当の状況

期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.70月分

職務上の階級、職務の級数等による加算措置有り

*平成29年12月から、勤勉手当の支給月数が1.80月に改正されました。

退職手当

区分	支給率	
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分

3、職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	有

(2) 年休等の状況(取得実績は平成28年1月1日～平成28年12月31日の期間)

- 年次有給休暇 職員1人あたり平均取得日数 **9.5日**
(対象期間中に採用・退職した者及び育児休業、休職等により勤務していない者を除いています。)

- 特別休暇 産前産後休暇、結婚休暇、育児休暇、夏期休暇、忌引休暇、病気休暇等の休暇制度があります。

(3) 育児休業の状況(平成28年度中に取得したもの)

- 取得した職員数 **0人**

4、職員の分限及び懲戒処分の状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(1) 分限処分

区分	免職	降任	休職	降給	失職	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

*分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされています。

(2) 懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件

*懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされています。

5、職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として、公共の福祉のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり、守るべき義務は次のとおりです。

職務命令に従う義務	職務専念義務	争議行為等の禁止
信用失墜行為の禁止	政治的行為の制限	営利企業等の従事制限

6、職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修

公務能率を向上させ、よりよい住民サービスを提供するため、研修を行っております。平成28年度においても、全職員対象に「人権研修会」等の研修を実施しました。

(2) 人事評価

地方公務員法の一部改正により、地方自治体において人事評価制度の導入が義務づけられたことから、平成28年4月1日より「業績評価」と「能力評価」に分けて評価しています。

7、職員の福祉及び利益の保護状況

(1)健康診断の状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
巡回健診	50人	44人	96%
人間ドック		4人	

(2)公務災害の状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
0件	0件	0件

(3)共済制度の状況

共済制度とは、社会保障の一環として、職員やその家族の生活の安定と福祉の向上を図る相互救済制度で、京都市町村共済組合に加入し、事業を行っています。

共済制度の概要は次のとおりで、必要な費用は職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています。

(概要)

短期給付事業	病気・けが・出産・死亡・休業・災害に対して必要な給付 など
長期給付事業	退職・障害・死亡に対して、年金または一時金の給付 など
福祉事業	健康診断などの健康の保持増進事業、貯金事業、貸付事業 など

(4)福利厚生(平成29年4月1日現在)

地方公共団体は、地方公務員法第42条により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務づけられていることから、次のとおり各互助組織での福利厚生事業を行っています。

- ・一般財団法人京都市町村職員厚生会(職員の掛金と構成団体の負担金で賄われています) 会員数:51人
 - 公営事業 健康文化講演会、スポーツ健康交流大会、丹後半島駅伝大会 など
 - 福利厚生事業 スポーツ健康交流事業、結婚祝金、子育て祝金、健康回復助成金、療養見舞金 など
 - 退職互助事業 医療給付金事業、退職者の会の活動 など
- ・笠置町職員互助会(職員の掛金で賄われています) 会員数:46人
 - 給付互助に関すること 結婚・出産祝金、入院見舞金、死亡弔慰金
 - 親睦・慰安に関すること 研修旅行など

8、公平委員会の状況

(1)公平委員会の概要

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において、次のように定められています。

- ・職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する決裁又は決定をすること。

(2)公平委員会の業務の状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

業務の内容	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件